

## 御意見の概要と御意見に対するデジタル庁の考え方

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令案」について、令和7年1月17日から同年2月16日までご意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。

いただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下の通りまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

また、今回の御意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要に対するデジタル庁の考え方においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	口座登録法
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則	口座登録法施行規則

御意見の概要	御意見の概要に対するデジタル庁の考え方
<p>まず今回第4条の9を改正しなければならない理由が意見公募要領からは読み取れず不明である。意見公募要領には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の一部の施行等に伴い、所要の規定の整備等を行うため」とあるが、改正支援法施行と金融機関の業務に関係があるとは思われない。よってこの改正は改正支援法施行とは無関係で、意見公募要領中の「一部の施行等」と「所要の規定の整備等」の「等」に基づく改正ということによいか。その場合、確認記録の保存期間を当初定めた7年から6か月に短縮する目的は何か。犯罪収益移転防止法などに基づく保存期間とは異なる期間となるようだが金融機関で問題は起きないのか。次に、改正前施行規則に基づきすでに保存を開始した確認記録があれば改正後も7年間保存しなければならないと考えられるが、その場合個人情報保護の観点から不要な保存はすべきでなく、保存開始済の確認記録にも保存期間の短縮を遡及適用すべきではないか。最後に、この改正により保存期間が6か月に短縮された後も金融機関が7年間保存した場合、個人情報保護法令を含め問題はないのか。</p>	<p>ご指摘の通り、第2条は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の一部の施行等に伴い、口座登録法第2条第2項に基づき改正を行うものである一方、第4条の9・第4条の11は口座登録法第18条に基づく所要の規定の整備となります。</p> <p>確認記録の保存期間については、金融機関の実務上の取扱いに混乱を生じさせないため、1年未満の保存期間としております。本改正の施行前において第4条の9に規定する確認記録を保存している金融機関は存在しないことから、経過措置は設けておりません。</p> <p>本改正の施行後も、金融機関が6箇月を超えて保存することが妨げられるものではございません。また、金融機関が、第4条の8に基づき、犯罪収益移転防止法などに基づく確認記録を口座登録法に基づく本人確認記録として保存する場合には、犯罪収益移転防止法などが定める保存期間について遵守する必要があります。</p>